

京都市告示第605号

京都市動物園条例第2条の規定に基づき、次のとおり京都市動物園の開園時間を延長します。

平成27年3月9日

京都市長 門川 大作

開園時間を延長する日

平成27年4月4日、4月5日の開園時間は、午前9時から午後8時まで（受付終了午後7時30分）とします。

（文化市民局動物園）